

令和3年11月15日

千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業

公募設置等指針等 新旧対照表

令和3年9月6日付で公表した「千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業」の公募設置等指針等を以下のとおり修正します。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後	修正日
1	公募設置等指針	44	第3 6 (2)	公募設置等指針等の配布 令和3年9月2日 (木)	公募設置等指針等の配布 令和3年9月6日 (月)	9月10日
2	様式集		様式2-2 (法人グループ・構成企業用)	※以下の資料を添付して提出してください。 ・会社概要 (パンフレット) ・定款 (最新のもの) ・印鑑証明書 (公募設置等指針公表日以降に交付されたもの) ・納税証明書 (公募設置等指針公表日以降に交付されたもの) ※最近3年間の滞納が無いことを証明できるもの ・市町村税: 本社所在地の市町村が発行する市町村税に滞納がないことの証明書 ・消費税及び地方消費税: 納税証明書 (その3の3) ・納税に係る申告書 (法人税申告書及び添付資料) ・法人登記簿謄本 (公募要綱公表日以降に交付されたもの) ・貸借対照表 (直近3期分) ・損益計算書 (直近3期分)	※以下の資料を添付して提出してください。 ※添付資料は、応募登録申込書と合せて提出するものとしませんが、応募登録時に提出が間に合わない場合は、10月29日までに提出してください。 ・会社概要 (パンフレット) ・定款 (最新のもの) ・印鑑証明書 (公募設置等指針公表日以降に交付されたもの) ・最近3年間の納税に係る申告書 (法人税申告書及び添付資料) ・法人登記簿謄本 (公募設置等指針公表日以降に交付されたもの) ・貸借対照表 (直近3期分) ・損益計算書 (直近3期分)	9月10日

令和3年11月15日

千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業

公募設置等指針等 新旧対照表

令和3年9月6日付で公表した「千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業」の公募設置等指針等を以下のとおり修正します。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後	修正日
3	評価基準書	25	(2)	・ 価格提案は、下記の方式により評価する。 ①整備費【10点】 $\text{評価点} = 5 \times (\text{応募者から提案された最も低い市の整備費負担割合}) / (\text{当該事業者の提案における市の整備費負担割合})$ $5 \times (\text{当該事業者の提案における整備に要する費用}) / (\text{応募者から提案された最も高い整備に要する費用})$	・ 価格提案は、下記の方式により評価する。 ①整備費【20点】 $\text{評価点} = 10 \times (\text{応募者から提案された最も低い市の整備費負担割合}) / (\text{当該事業者の提案における市の整備費負担割合})$ $10 \times (\text{当該事業者の提案における整備に要する費用}) / (\text{応募者から提案された最も高い整備に要する費用})$	10月26日
4	公募設置等指針	47	第3 6 (6)	認定計画提出者は、公園使用料その他本事業から生じる債務の担保として、市に保証金を預託するものとします。保証金の納入時期や納入額の算定方法などについては、別紙4 基本協定書（案）を確認してください。 保証金は、事業期間中、市が無利息で預かることとし、事業期間の満了又は解除に際し、認定計画提出者による原状復旧が完了した後、未払い等の債務があればその弁済に保証金を充当した残額を返還します。	認定計画提出者は、公園使用料その他本事業から生じる債務の担保として、市に保証金を預託するものとします。保証金の納入時期や納入額の算定方法などについては、別紙4 基本協定書（案）を確認してください。 保証金は、事業期間中、市が無利息で預かることとし、事業期間の満了又は解除に際し、認定計画提出者による原状復旧が完了した後、未払い等の債務があればその弁済に保証金を充当した残額を返還します。 なお、保証金の預託と同等の保証方法であると判断できる場合は、他の方法によることも可とします。	10月26日

令和3年11月15日

千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業

公募設置等指針等 新旧対照表

令和3年9月6日付で公表した「千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業」の公募設置等指針等を以下のとおり修正します。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後	修正日
5	要求水準書	13	第4 1 (2) イ(シ)	(シ) 災害応急対策施設（残置） ・施設の役割や存在が公園利用者や地域住民にとってわかりやすく伝わるよう施設周辺の設えに配慮してください。	(シ) 災害応急対策施設（残置） ・施設の役割や存在が公園利用者や地域住民にとってわかりやすく伝わるよう施設周辺の設えに配慮してください。 ・外壁塗装や補修をすることは可能です。 ・公園計画として現位置では不適切な場合は、認定計画提出者の負担において別の箇所へ移築、新築することは可能ですが、公募対象公園施設とすることはできません。 ・特定公園施設として移築、新築した場合は市に無償で譲渡をしてください。	11月15日
6	要求水準書	15	第4 1 (2) エ	エ 任意提案施設 ・市が提案必須としている公園施設の他、都市公園法第2条第2項及び同法施行令第5条に適合する公園施設を提案することが可能です。 ・遊戯施設を設置する場合は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）」を踏まえた提案としてください	エ 任意提案施設 ・市が提案必須としている公園施設の他、都市公園法第2条第2項及び同法施行令第5条に適合する公園施設を提案することが可能です。 ・遊戯施設を設置する場合は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）」を踏まえた提案としてください。 ・園地利用者向けのwifiを提案する場合は、公募対象公園施設としてください。特定公園施設として提案することはできません。	11月15日
7	添付資料コ	2	(5)	(5) 好日亭（集会所） 利用者数 R1年度 968人	(5) 好日亭（集会所） 利用者数 R1年度 894人	11月15日